

介護老人保健施設利用料金について(1 割負担額)

※〔 〕内は2割負担額、〈 〉内は3割負担額

1. 介護老人保健施設サービス料

(1) 基本料金

施設利用料

① 基本利用料

【基本型:個室】

要介護1	717 円/日	〔1,434 円/日〕	〈2,151 円/日〉
要介護2	763 円/日	〔1,526 円/日〕	〈2,289 円/日〉
要介護3	828 円/日	〔1,656 円/日〕	〈2,484 円/日〉
要介護4	883 円/日	〔1,766 円/日〕	〈2,649 円/日〉
要介護5	932 円/日	〔1,864 円/日〕	〈2,796 円/日〉

【基本型:多床室】

要介護1	793 円/日	〔1,586 円/日〕	〈2,379 円/日〉
要介護2	843 円/日	〔1,686 円/日〕	〈2,529 円/日〉
要介護3	908 円/日	〔1,816 円/日〕	〈2,724 円/日〉
要介護4	961 円/日	〔1,922 円/日〕	〈2,883 円/日〉
要介護5	1,012 円/日	〔2,024 円/日〕	〈3,036 円/日〉

【在宅強化型:個室】

要介護1	788 円/日	〔1,576 円/日〕	〈2,364 円/日〉
要介護2	863 円/日	〔1,726 円/日〕	〈2,589 円/日〉
要介護3	928 円/日	〔1,856 円/日〕	〈2,784 円/日〉
要介護4	985 円/日	〔1,970 円/日〕	〈2,955 円/日〉
要介護5	1,040 円/日	〔2,080 円/日〕	〈3,120 円/日〉

【在宅強化型:多床室】

要介護1	871 円/日	〔1,742 円/日〕	〈2,613 円/日〉
要介護2	947 円/日	〔1,894 円/日〕	〈2,841 円/日〉
要介護3	1,014 円/日	〔2,028 円/日〕	〈3,042 円/日〉
要介護4	1,072 円/日	〔2,144 円/日〕	〈3,216 円/日〉
要介護5	1,125 円/日	〔2,250 円/日〕	〈3,375 円/日〉

② 加算利用料

※1 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たし、夜勤職員の配置を行っている場合は、夜勤職員配置加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき24円〔48円〕〈72円〉加算されます。

※2 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士等が、入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき下記の料金が加算されます。

I 短期集中リハビリテーション実施加算 (I)

原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合

258 円〔 516 円〕〈 774 円〉

II 短期集中リハビリテーション実施加算 (II)

I 以外の場合

200 円〔 400 円〕〈 600 円〉

※3 認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された入所者に対して、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、理学療法士、作業療法士等が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として上記の基本利用料に合わせ1日につき下記の料金が加算されます。

I 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)

IIの要件に加え、退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、訪問により把握した生活環境を踏まえ、リハビリテーション計画を作成している場合

240 円〔 480 円〕〈 720 円〉

II 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)

リハビリテーションを行うに当たり理学療法士、作業療法士等が適切に配置されている場合

120 円〔 240 円〕〈 360 円〉

※4 厚生労働大臣が定める基準に適合し、若年性認知症の入所者ごとに個別に担当者を決め、入所者の特性やニーズに応じて介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症受入加算として、上記の基本利用料に合わせて1日につき120円〔240円〕〈360円〉加算されます。

※5 居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として外泊初日と最終日以外は外泊時費用として、上記の基本利用料に代えて1日につき362円〔724円〕〈1,086円〉となります。

※6 居宅へ試行的に退所し、当施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として試行的な退所に係る初日と最終日以外は外泊時在宅サービス利用費用として、上記の基本利用料に代えて1日につき800円〔1,600円〕〈2,400円〉となります。

- ※7 厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対し、医師の診断によりターミナルケアを行った場合は、ターミナルケア加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき下記の料金が加算されます。
- |                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| I 死亡日以前 31 日以上 45 日以下 | 72 円 [ 144 円 ] < 216 円 >        |
| II 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 | 160 円 [ 320 円 ] < 480 円 >       |
| III 死亡日前日及び前々日        | 910 円 [ 1,820 円 ] < 2,730 円 >   |
| IV 死亡日                | 1,900 円 [ 3,800 円 ] < 5,700 円 > |
- ※8 厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき 51 円 [102 円] <153 円>加算されます。
- ※9 入所した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき下記の料金が加算されます。
- |  |                          |
|--|--------------------------|
| I 初期加算 (I)<br>急性期医療を担う医療機関と空床情報の定期的な共有等を行い、一般病棟への入院後 30 日以内に退院し、入所した場合 | 60 円 [ 120 円 ] < 180 円 > |
| II 初期加算 (II)<br>I 以外の場合  | 30 円 [ 60 円 ] < 90 円 >   |
- ※10 厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、当施設から退所する際に、居宅に退所する場合は入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設に入院又は入所する場合は医療機関等に対して、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供したときは、退所時栄養情報連携加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき1回を限度として 70 円 [140 円] <210 円>加算されます。
- ※11 厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、入所者が病院又は診療所に入院して、退院した後に再度当施設に入所する際、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とし、当施設の管理栄養士が病院又は診療所の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合は、再入所時栄養連携加算として、上記の基本利用料に合わせ1回を限度として 200 円 [400 円] <600 円>加算されます。
- ※12 入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合は、入所前後訪問指導加算として、上記の基本利用料に合わせ入所中1回を限度として下記の料金が加算されます。
- |  |                            |
|--|----------------------------|
| I 入所前後訪問指導加算 (I)<br>退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合                                   | 450 円 [ 900 円 ] <1,350 円 > |
| II 入所前後訪問指導加算 (II)<br>退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合 | 480 円 [ 960 円 ] <1,440 円 > |
- ※13 居宅等への退所にあたり支援等を行った場合は、退所時等支援等加算として、上記の基本利用料に合わせ下記の料金が加算されます。
- |   |                              |
|---|------------------------------|
| I 試行的退所時指導加算<br>試行的な退所時に、入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から 3 月の間に限り、1 月に 1 回を限度として算定               | 400 円 [ 800 円 ] <1,200 円 >   |
| II 退所時情報提供加算 (I)<br>退所後、居宅において療養を継続する場合において、主治の医師に対して、診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、紹介を行った場合に 1 回に限り算定                    | 500 円 [ 1,000 円 ] <1,500 円 > |
| III 退所時情報提供加算 (II)<br>退所後、医療機関に入院する場合において、医療機関に対して、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、紹介を行った場合に 1 回に限り算定                            | 250 円 [ 500 円 ] < 750 円 >    |
| IV 入退所前連携加算 (I)<br>退所後の居宅サービス等の利用方針を定めると共に指定居宅介護支援事業者に対して居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に 1 回を限度として算定 | 600 円 [ 1,200 円 ] <1,800 円 > |
| V 入退所前連携加算 (II)<br>指定居宅介護支援事業者に対して居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に 1 回を限度として算定                        | 400 円 [ 800 円 ] <1,200 円 >   |
| VI 訪問看護指示加算<br>退所時に当施設の医師が、診療に基づき、訪問看護の利用が必要であると認め、訪問看護指示書を交付した場合に 1 回を限度として算定  | 300 円 [ 600 円 ] < 900 円 >    |
- ※14 協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合は、協力医療機関連携加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき下記の料金が加算されます。
- |   |  |
|---|--|
| I 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 | 令和 7 年 3 月 31 日までの間 100 円 [ 200 円 ] < 300 円 ><br>令和 7 年 4 月 1 日以降 50 円 [ 100 円 ] < 150 円 > |
| II I 以外の場合  | 5 円 [ 10 円 ] < 15 円 >  |
- ※15 厚生労働大臣が定める基準に適合し、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合は、栄養マネジメント強化加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき 11 円 [22 円] <33 円>加算されます。
- ※16 厚生労働大臣が定める基準に適合し、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食

事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、医師の指示にて栄養管理及び支援が行われた場合は、計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、経口移行加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき28円〔56円〕〈84円〉加算されます。

- ※17 厚生労働大臣が定める基準に適合し、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師の指示に基づき、栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合は、経口維持加算（Ⅰ）として、上記の基本利用料に合わせ1月につき400円〔800円〕〈1,200円〉加算されます。

また、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察並びに会議等に協力歯科医療機関の歯科医師等が加わり、質の高い経口維持計画を作成した場合は、経口維持加算（Ⅱ）として、上記の基本利用料に合わせ1月につき100円〔200円〕〈300円〉加算されます。

- ※18 厚生労働大臣が定める基準に適合し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、口腔衛生管理加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき下記の料金が加算されます。

Ⅰ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔衛生の管理を行い、入所者に係る口腔清拭等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合 90円〔180円〕〈270円〉

Ⅱ 口腔衛生管理加算（Ⅱ）

Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出している場合

110円〔220円〕〈330円〉

- ※19 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合は、療養食加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき3回を限度として6円〔12円〕〈18円〉加算されます。

- ※20 厚生労働大臣が定める基準に適合し、かかりつけ医との連携にて薬剤調整を行った場合は、かかりつけ医連携薬剤調整加算として、上記の基本利用料に合わせ1回を限度として下記の料金が加算されます。

Ⅰ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）Ⅰ

入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合 140円〔280円〕〈420円〉

Ⅱ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）Ⅱ

入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において薬剤を評価・調整した場合 70円〔140円〕〈210円〉

Ⅲ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）

Ⅰ又はⅡを算定し、服薬等の情報を厚生労働省に提出している等の場合

240円〔480円〕〈720円〉

Ⅳ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）

Ⅲを算定し、退所時に入所時と比べて1種類以上減薬した場合 100円〔200円〕〈300円〉

- ※21 入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により医療行為が行われた場合は、緊急時施設療養費として、上記の基本利用料に合わせ下記の料金が加算されます。

Ⅰ 緊急時治療管理

入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合は、1月1回連続する3日を限度として1日につき518円〔1,036円〕〈1,554円〉加算されます。

Ⅱ 特定治療

当施設においてやむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、診療報酬の算定方法により算定した額が加算されます。

- ※22 厚生労働大臣が定める基準に適合し、厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、所定疾患施設療養費として、上記の基本利用料に合わせ下記の料金が加算されます。

Ⅰ 所定疾患施設療養費（Ⅰ）

1月に1回、連続する7日を限度として、1日につき239円〔478円〕〈717円〉加算されます。

Ⅱ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

1月に1回、連続する10日を限度として、1日につき480円〔960円〕〈1,440円〉加算されます。

- ※23 厚生労働大臣が定める基準に適合し、厚生労働大臣が定める者に対し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合は、認知症チームケア推進加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき下記の料金が加算されます。

Ⅰ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）

認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を配置している場合 150円〔300円〕〈450円〉

Ⅱ 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）

認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置している場合 120円〔240円〕〈360円〉

- ※24 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断し、介護保健施設サービスを行った場合は、認知症行動・心理症状緊急対応加算として、上記の基本利用料に合わせ入所した日から起算して7日を限度として、1日につき200円〔400円〕〈600円〉加算されます。

- ※25 厚生労働大臣が定める基準に適合し、入所者ごとのリハビリテーションマネジメント実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション実施計画書の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のため

に必要な情報を活用した場合は、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき下記の料金が加算されます。

- I リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)  
口腔衛生管理加算 (II) 及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合  
53円〔106円〕<159円>
- II リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)  
I 以外の場合  
33円〔66円〕<99円>
- ※26 厚生労働大臣が定める基準に適合し、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、褥瘡マネジメント加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき下記の料金が加算されます。
- I 褥瘡マネジメント加算 (I)  
褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、評価及び褥瘡ケア計画の作成を行い、評価結果等を厚生労働省に提出した場合  
3円〔6円〕<9円>
- II 褥瘡マネジメント加算 (II)  
I の要件に加え、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合  
13円〔26円〕<39円>
- ※27 厚生労働大臣が定める基準に適合し、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、排せつ支援加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき下記の料金が加算されます。
- I 排せつ支援加算 (I)  
要介護状態の軽減の見込みについて、評価及び排せつ支援計画の作成を行い、評価結果等を厚生労働省に提出した場合  
10円〔20円〕<30円>
- II 排せつ支援加算 (II)  
I の要件に加え、適切な対応を行うことにより、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合  
15円〔30円〕<45円>
- III 排せつ支援加算 (III)  
I の要件に加え、適切な対応を行うことにより、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない並びにおむつ使用ありから使用なしに改善した場合  
20円〔40円〕<60円>
- ※28 厚生労働大臣が定める基準に適合し、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、自立支援促進加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき300円〔600円〕<900円>加算されます。
- ※29 厚生労働大臣が定める基準に適合し、入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直す等サービスの提供に当たってこれらの情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合は、科学的介護推進体制加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき下記の料金が加算されます。
- I 科学的介護推進体制加算 (I)  
ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合  
40円〔80円〕<120円>
- II 科学的介護推進体制加算 (II)  
I の要件に加え、疾病、服薬の状況等の情報を厚生労働省に提出している場合  
60円〔120円〕<180円>
- ※30 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、入所者に対し、組織的に安全対策を実施する体制を備え介護保健施設サービスを行った場合は、安全対策体制加算として、上記の基本利用料に合わせ入所初日に限り20円〔40円〕<60円>加算されます。
- ※31 厚生労働大臣が定める基準に適合し、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関と連携し施設内で感染者の療養を行うことや他の入所者等への感染拡大の防止を行った場合は、高齢者施設等感染対策向上加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき下記の料金が加算されます。
- I 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)  
当施設が感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合  
10円〔20円〕<30円>
- II 高齢者施設等感染対策向上加算 (II)  
当施設が感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている場合  
5円〔10円〕<15円>
- ※32 入所者が、厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合は、新興感染症等施設療養費として、1月1回、連続する5日を限度として1日につき240円〔480円〕<720円>加算されます。
- ※33 厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進が図られている場合は、生産性向上推進体制加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき下記の料金が加算されます。
- I 生産性向上推進体制加算 (I)  
II の要件に加え、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合  
100円〔200円〕<300円>
- II 生産性向上推進体制加算 (II)  
入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上カイドラインに基づいた改善活動を継続的に

行っており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合 10円〔 20円〕< 30円>  
※34 厚生労働大臣が定める基準に適合し、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、サービス提供体制強化加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき下記の料金が加算されます。

I サービス提供体制強化加算 (I)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合又は、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上である場合

22円〔 44円〕< 66円>

II サービス提供体制強化加算 (II)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合

18円〔 36円〕< 54円>

III サービス提供体制強化加算 (III)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である場合又は、直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上である場合

6円〔 12円〕< 18円>

※35 令和6年5月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員等の賃金の改善等を実施して、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、介護職員処遇改善加算として、上記の基本利用料及び※1から※34までにより算定した利用料総額に1.6%を乗じた金額が加算されます。

※36 令和6年5月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準に適合し、※35に加え介護職員等の賃金の改善等を実施して、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記の基本利用料及び※1から※34までにより算定した利用料総額に0.8%を乗じた金額が加算されます。

※37 令和6年6月1日から厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員等の賃金の改善等を実施して、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、介護職員処遇改善加算として、上記の基本利用料及び※1から※34までにより算定した利用料総額に3.1%を乗じた金額が加算されます。

(2) その他の料金

①食費 (食材料費及び調理費用含む) 朝食 560円/食 昼食 560円/食 夕食 620円/食

②居住費 個室 1,668円/日 多床室 377円/日

③特別室利用料 (個室) 1,100円/日

④証明書等交付手数料 実費

⑤インフルエンザ等予防接種料 実費

※「食費」及び「居住費」について介護保険負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている負担限度額が利用者の負担額となります。